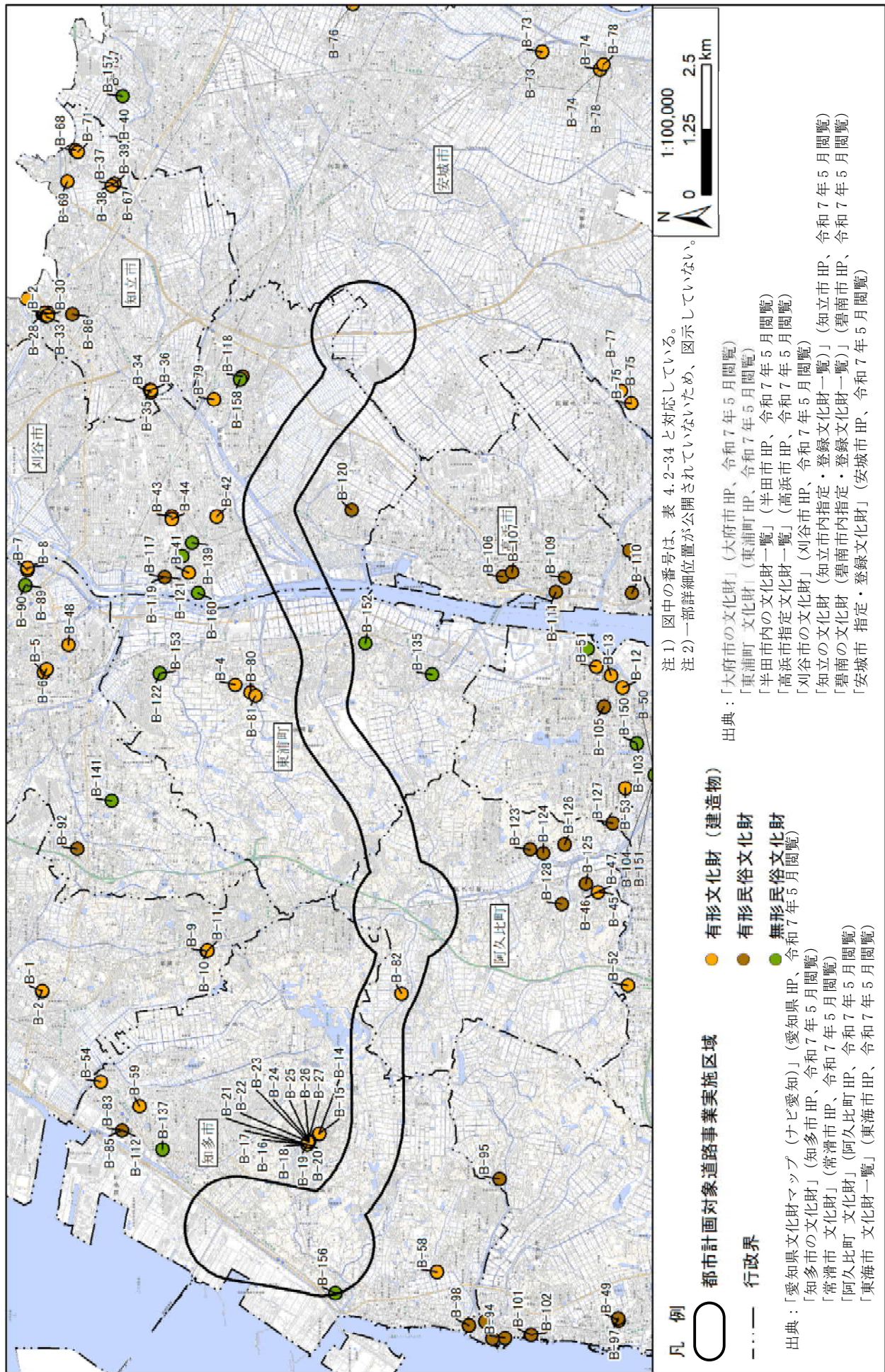
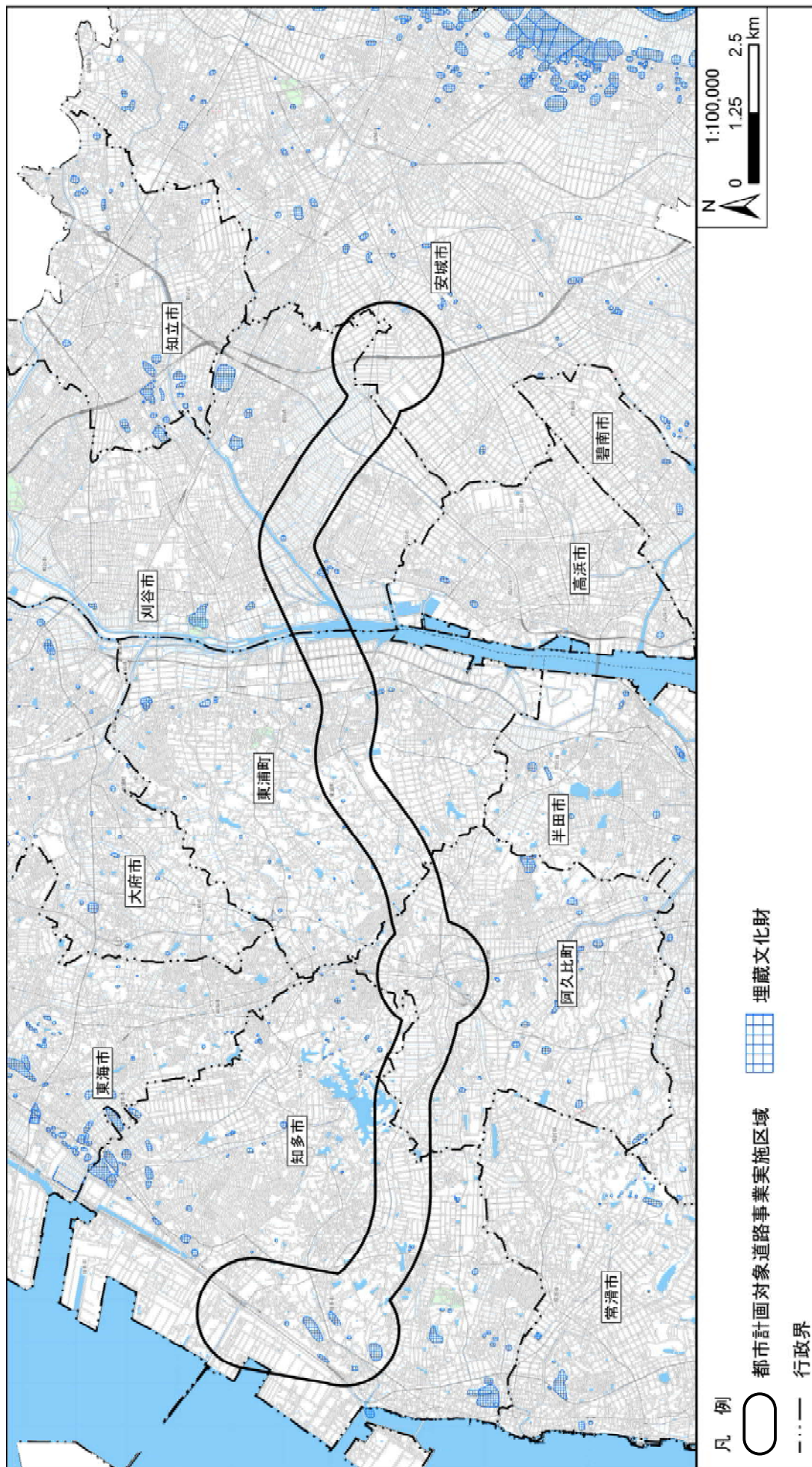




(17) 文化財保護法に基づく埋蔵文化財

調査区域に分布する「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 92 条第 1 項に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地を図 4.2-28 に示す。調査区域内には埋蔵文化財が多数点在しており、事業実施区域内においても埋蔵文化財が存在する。



出典：「マップあいち 愛知県文化財マップ 埋蔵文化財 記念物」（令和7年5月閲覧）

図 4.2-28 埋蔵文化財の分布状況

(18) 環境基本法の規定により定められた環境基準の指定状況

1) 大気汚染

大気汚染物質に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 9 月 1 日法律第 36 号）第 16 条第 1 項の規定により全国一律に定められており、その内容を表 4.2-36 に示す。また、ベンゼン等の有害大気汚染物質については表 4.2-37、微小粒子状物質については表 4.2-38、光化学オキシダントについては表 4.2-39 に示す環境基準等がそれぞれ定められている。

表 4.2-36 大気汚染物質に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

備考：1. 浮遊粒子状物質は大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。
2. 光化学オキシダントは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く）をいう。
出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号、最終改正：平成 8 年 10 月 25 日環境庁告示第 73 号）
「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示第 38 号、最終改正：平成 8 年 10 月 25 日環境庁告示第 74 号）

表 4.2-37 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。

備考：ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
出典：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 9 年 2 月 4 日環境庁告示第 4 号、最終改正：平成 30 年 11 月 19 日環境庁告示第 100 号）

表 4.2-38 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。

備考：微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。
出典：「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年 9 月 9 日環境省告示第 33 号）

表 4.2-39 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

物質	指針
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値は、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にある。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 51 年 8 月 13 日、中央公害対策審議会答申）

2) 騒音

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 9 月 1 日法律第 36 号）第 16 条第 1 項の規定により全国一律に定められている。

騒音に係る環境基準を表 4.2-40、道路に面する地域の環境基準を表 4.2-41、特例基準値を表 4.2-42、環境基準の地域の類型指定の状況を表 4.2-43 に示す。

表 4.2-40 騒音に係る環境基準（一般地域）

地域の 類型	基準値		備考
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)	
AA	50dB 以下	40dB 以下	AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
A 及び B	55dB 以下	45dB 以下	A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。 B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
C	60dB 以下	50dB 以下	C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日号外環境省告示第 35 号）

表 4.2-41 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

備考：車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として表 4.2-42 に掲げる基準値を適用する。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日、環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日号外環境省告示第 35 号）

表 4.2-42 幹線交通を担う道路に近接する空間における特例基準値

基準値	
昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
70dB 以下	65dB 以下
備考：個別の住居等において騒音の影響の受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては、40dB 以下）によることができる。	

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日、環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日号外環境省告示第 35 号）

表 4.2-43 騒音に係る環境基準の地域の類型

地域の類型	該当地域
A	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

出典：「騒音に係る環境基準の地域の類型」（平成11年3月26日、愛知県告示第261号、最終改正：平成30年3月30日告示第208号）

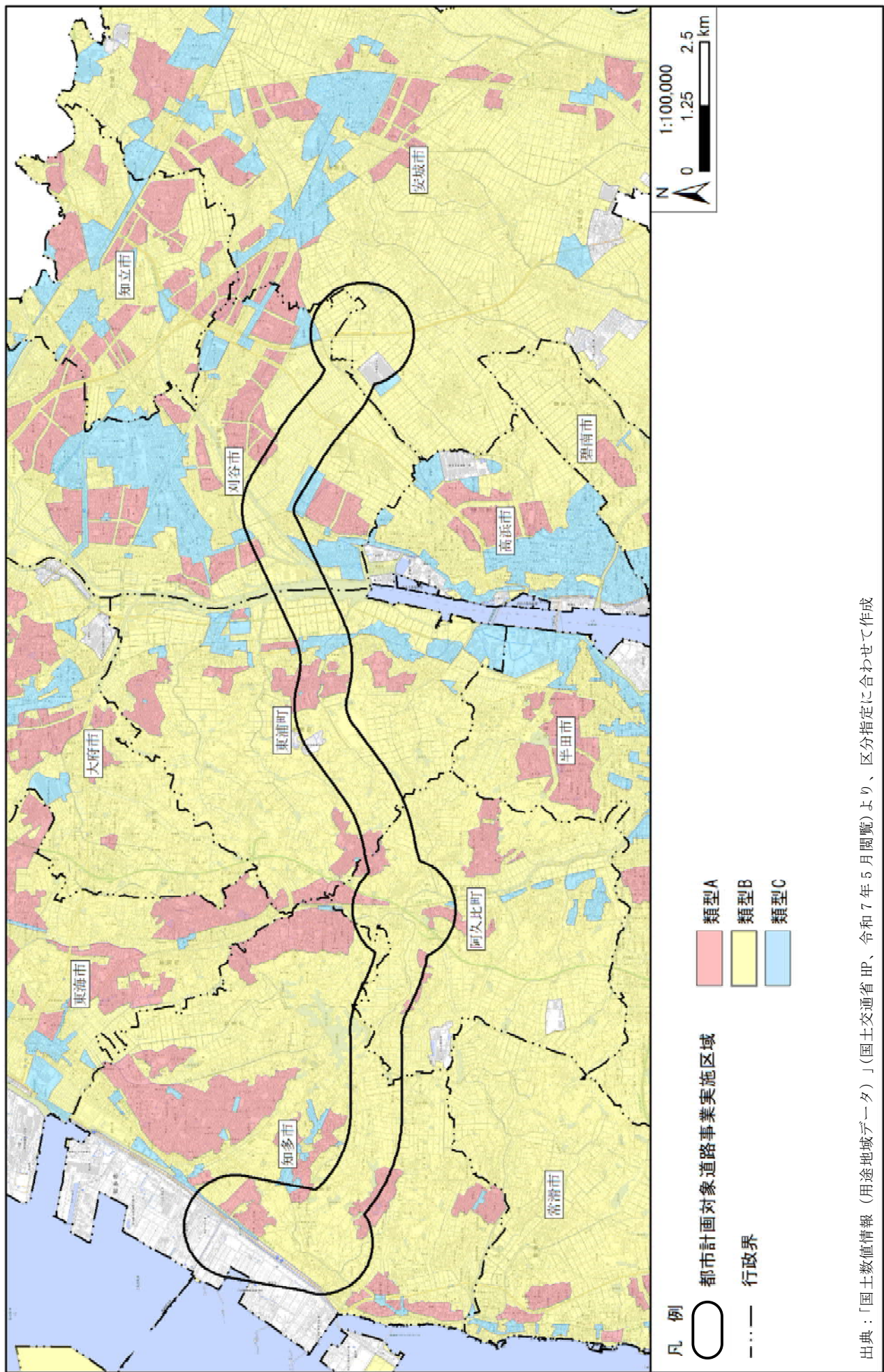


図 4.2-29 騒音類型指定状況及び自動車騒音の限度に係る区域区分図

3) 公共用水域の水質汚濁

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日法律第 36 号）第 16 条第 1 項の規定により全国一律に定められている。

人の健康の保護に関する環境基準を表 4.2-44 に示す。また、生活環境の保全に関する環境基準は表 4.2-45(1)～(2)、表 4.2-47(1)～(4)、表 4.2-49(1)～(4)及び表 4.2-50(1)～(3)に示すとおり、河川、湖沼及び海域ごとに利用目的に応じて指定された水域類型別に定められている。また、水産生物の生息環境を維持するための水質基準である「水産用水基準」（2018 年、公益社団法人 日本水産資源保護協会）を表 4.2-51 に示す。調査区域内における類型指定状況を図 4.2-30(1)～(4)に示す。

表 4.2-44 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	
1. 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。	
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日環境省告示第 35 号）

表 4.2-45(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2級、水産1級 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL以下
B	水道3級、水産2級及び C以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/ 100mL以下
C	水産3級、工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級、農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2mg/L以上	—

備考

- 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/l 以上 とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であつて、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。
- いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100ml 以下とする。
- 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等により通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

注4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

注5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正：令和7年3月31日環境省告示第35号）

表 4.2-45(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸 及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生育する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考 1. 基準値は、年間平均値とする（湖沼・海域もこれに準ずる。）。				

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日環境省告示第 35 号）

表 4.2-46 生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く。））の類型指定状況
ア河川（BOD 等）

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
境川等水域	阿久比川	全域	C	直ちに達成	平成 31 年 3 月 29 日 愛知県告示
	高浜川	全域	C	直ちに達成	
	稗田川	全域	C	直ちに達成	
	猿渡川	全域	C	直ちに達成	
	逢妻川下流	境大橋より下流	B	直ちに達成	
	境川下流	新境橋より下流	B	直ちに達成	
	長田川	全域	B	直ちに達成	
	半場川	全域	C	直ちに達成	
	朝鮮川	全域	B	直ちに達成	
矢作川水域	鹿乗川	全域	C	直ちに達成	平成 30 年 3 月 30 日 愛知県告示

イ（水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定）

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
境川等水域	阿久比川	全域	生物 B	直ちに達成	平成 25 年 12 月 24 日 愛知県告示
	高浜川	全域	生物 B	直ちに達成	
	稗田川	全域	生物 B	直ちに達成	
	猿渡川	全域	生物 B	直ちに達成	
	逢妻川	全域	生物 B	5 年を超える期間 で可及的速やかに 達成	
	境川	全域	生物 B	直ちに達成	
	長田川	全域	生物 B	直ちに達成	
	半場川	全域	生物 B	直ちに達成	
	朝鮮川	全域	生物 B	5 年以内で可及的 速やかに達成	
矢作川水域	鹿乗川	全域	生物 B	直ちに達成	平成 21 年 3 月 27 日 愛知県告示

出典：「水質環境基準と水域類型の指定状況」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

表 4.2-47(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級、水産 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20 C F U / 100ml 以下
A	水道 2、3 級、水産 2 級及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300 C F U / 100ml 以下
B	水産 3 級、工業用水 1 級、農業用水及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—
備考						
1. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級のみを利用目的とする場合については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。 2. 水道 1 級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。 3. 水道 3 級を利用目的としている測定点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100ml 以下とする。 4. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100ml 以下とする。 5. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注 3) 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

注 4) 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄化操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

注 5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日環境省告示第 35 号）

表 4.2-47(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く）、水産 1 種及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道 3 級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産 3 種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
備考 1. 基準値は年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3. 農業用水については、全リンの項目の基準値は適用しない。			

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

注 3) 水産 1 級：サケ科魚類及びアユ等の水域の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用

水産 2 級：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等の水産生物用

注 4) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日環境省告示第 35 号）

表 4.2-47(3) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考 1. 基準値は、年平均値とする。				

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日環境省告示第 35 号）

表 4.2-47(4) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考 1. 基準値は、日間平均値とする。 2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日環境省告示第 35 号）

表 4.2-48 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）の類型指定状況

ア湖沼（COD 等）

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
境川等水域	油ヶ淵	全域	B	直ちに達成	昭和 45 年 9 月 1 日 閣議決定

イ湖沼（水生生物の保全に係る水質環境基準）

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
境川等水域	油ヶ淵	全域	生物 B	直ちに達成	平成 25 年 12 月 24 日 愛知県告示

出典：「水質環境基準と水域類型の指定状況」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）